

3 中子保第 2880 号

令和 4 年 1 月 13 日

保 育 施 設 保 護 者 様
認 定 こ ど も 園 保 護 者 様

中 野 区 子 ど も 教 育 部
保 育 園 ・ 幼 稚 園 課 長 渡 邊 健 治

「東京都におけるオミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」に伴う
認可保育所及び認定こども園の対応について

日頃より中野区の保育行政にご理解いただきありがとうございます。

東京都は、「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」として、感染防止対策を徹底することを決定しました。

都民に対しては、「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底すること、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えること、感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 24 条第 9 項）等協力を依頼しています。

保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）に対しては、基本的な感染防止策の実施と発熱等の症状がある園児が登園を控えるよう周知徹底を図ることとされています。

区内認可保育所及び認定こども園においては、感染予防対策を徹底しながら、保育を継続いたします。

お子さん・保護者・職員を新型コロナウイルスから守り、感染が判明した場合でも、濃厚接触者を出さないようにしていくためには、園の対策とともに、保護者の皆様のご協力が不可欠です。

お子さんに発熱や呼吸器症状等がある場合は登園を控えていただき、解熱後 24 時間以上が経過するまではご家庭で様子を見てください。また、症状によってはかかりつけ医に受診して登園の可否の判断を仰いでくださいますようお願いいたします。

なお、同居のご家族に発熱等の体調不良が認められる場合は、お子さんもご家庭で様子を見ていただきますようご協力をお願いいたします。

保護者様におかれましては、感染予防の徹底に、何卒ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】 子ども教育部保育園・幼稚園課
運営支援係 03（3228）8940